

日本E R I株式会社 確認検査機関の業務及び財務に関する書類の閲覧規則

(趣旨)

第1条 この確認検査機関の業務及び財務に関する書類の閲覧規則は、日本E R I株式会社(以下「E R I」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の29の2の規定及び日本E R I株式会社確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)の規定に基づき、書類の閲覧に関する必要な事項を定める。

(閲覧書類)

第2条 閲覧に供する書類(以下「閲覧書類」という。)は次の各号に掲げるものとする。

- (1) E R Iの業務の実績を記載した書類
- (2) 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類
- (4) その他E R Iの業務及び財務に関する次の書類
 - イ 定款の写し及び登記事項証明書の写し
 - ロ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ニ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主の氏名又は名称及びその有する株式の数を記載した書類
 - ホ E R Iの親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

(閲覧時間及び休日)

第3条 閲覧書類の閲覧時間は、業務規程第13条に定める確認検査業務を行う時間とする。

(閲覧所)

第4条 E R Iは、閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)を業務規程第14条に定める事務所に設置する。

(閲覧者)

第5条 閲覧書類を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、E R Iから確認を受けようとする者その他の関係者とする。

(閲覧手続)

第6条 閲覧者は、閲覧したい旨の申し出をし、閲覧申請書に所定の事項を記載のうえ、E R Iの担当者の指示に従って閲覧しなければならない。

(閲覧書類の持出禁止)

第7条 閲覧者は、閲覧書類を閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 E R Iの担当者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 第6条又は第7条の規定に従わない者
- (3) 閲覧書類を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(電子情報処理組織による閲覧等)

第9条 閲覧者は、第2条第一号、第三号並びに第四号イ、ロ、ニ及びホに定める書類の閲覧にあつては、E R Iが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

2 前項の規定による閲覧は、第5条、第6条及び第8条の規定を準用する。

附則 この規則は、2024年4月1日から施行する。

制定：平成29年 9月 1日

改訂：2023年 6月 1日

改訂：2024年 4月 1日